

財団法人埼玉伝統工芸協会役員等選出区分に関する内規

（平成19年 4月1日）  
内規第 4号

財団法人埼玉伝統工芸協会役員等選出区分は、この内規に定めるところによる。

1号 役員（理事12人・監事2人） 定数：理事8人以上15人以内・監事2人  
(寄附行為第13条)

職名	選出区分	選出基準
理事	小川町	町長の職にある者
〃	秩父織物商工組合	理事長の職にある者
〃	小川町商工会	会長の職にある者
〃	越谷雛人形組合	組合長の職にある者
〃	春日部桐箱工業協同組合	理事長の職にある者
〃	行田市	市長の職にある者
〃	岩槻人形協同組合	理事長の職にある者
〃	学識経験者	(財)埼玉伝統工芸協会理事長の推薦する者
〃	武州織物工業協同組合	理事長の職にある者
〃	飯能織物協同組合	理事長の職にある者
〃	小川町議会	議長職にある者
〃	知識経験者	(財)埼玉伝統工芸協会理事長の推薦する者
監事	小川町監査委員	学識経験をもって選任されている者
〃	小川町	収入役職にある者

2号 運営委員（24人） 定数：24人以内

(寄附行為第29条)

職名	選出区分	選出基準
委員	岩槻人形協同組合	理事長の職にある者
〃	春日部桐たんす協同組合	会長の職にある者
〃	埼玉県小川和紙工業協同組合	理事長の職にある者
〃	鴻巣ひな人形協会	会長の職にある者
〃	加須市鯉幟組合	組合長の職にある者
〃	春日部桐箱工業協同組合	理事長の職にある者

〃	春日部羽子板組合	組合長の職にある者
〃	熊谷捺染振興協同組合	組合を代表する者
〃	本庄織物協同組合	理事長の職にある者
〃	武州織物工業協同組合	理事長の職にある者
〃	東京本染ゆかた草加工業会	会長の職にある者
〃	飯能織物協同組合	理事長の職にある者
〃	所沢人形協会	会長の職にある者
〃	秩父捺染協同組合	理事長の職にある者
〃	秩父織物商工組合	理事長の職にある者
〃	埼玉県瓦商工業協同組合連合会	理事長の職にある者
〃	埼玉県釣竿工業連合組合	組合長の職にある者
〃	行田足袋商工協同組合	理事長の職にある者
〃	越谷雛人形組合	組合長の職にある者
〃	越谷市だるま組合	組合長の職にある者
〃	学識経験者	(財)埼玉伝統工芸協会理事長の推薦する者
〃	知識経験者	(財)埼玉伝統工芸協会理事長の推薦する者
〃	埼玉県	産業労働部観光振興室長の職にある者
〃	小川町	産業観光課長の職にある者

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

(施行期間)

- 1 この内規の施行前に寄附行為及び規程に基づいて、すでに役員等の職に就任している者は、この内規を適用する。

附 則

平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成15年6月27日から施行する。

附 則

平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成19年4月1日から施行する。